

旭川市青少年健全育成功績者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、明るく住みよい社会の創造のために活動している青少年とその団体、及び青少年の健やかな成長を願い多年にわたり活躍されている育成指導者とその団体、並びに社会貢献活動の一環として青少年の体験活動など優れた実践を行っている企業を顕彰することにより、その功績を讃えると共に、青少年健全育成活動の重要性を広く市民に喚起することを目的とする表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の根拠)

第2条 旭川市表彰事務取扱規則第3条第1項第3号、旭川市表彰事務取扱基準第2条第3項第2号及び同条第7項に基づく表彰とする。

(賞の名称)

第3条 この要綱による表彰の名称は、旭川市青少年健全育成功績者表彰とする。

(対象者)

第4条 表彰の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 個人の部

ア 青少年の部

市内に居住又は通学若しくは通勤し、子ども会活動、奉仕活動、非行防止活動、まちづくり活動など明るく住みよい社会の創造に3年以上にわたり貢献し、他の模範とされる者であること。

イ 育成指導者の部

市内に居住し、育成指導者として7年以上にわたり青少年の育成・指導に従事し、その功績が顕著で他の模範とされる者であること。

(2) 団体の部

ア 青少年団体の部

市内を拠点として活動し、子ども会活動、奉仕活動、非行防止活動、まちづくりなど明るく住みよい社会の創造のために、5年以上継続しその活動を活発に進めている団体であること。

イ 育成団体の部

市内を拠点として活動し、青少年の健全育成の目的・基本理念を良く理解するとと

もに、青少年が自主的に活動できるように側面から助けるなど青少年の育成指導を10年以上にわたり継続して活動し、その功績が顕著で他の模範とされる団体であること。

(3) 企業の部

市内に本社，支店，事業所等を置き，社会貢献活動の一環として青少年の体験活動など優れた実践を行っている企業であること。

(候補の選定)

第5条 個人の部及び団体の部の候補の選定は推薦によるものとし，企業の部の候補の選定は応募によるものとする。

(選考及び決定)

第6条 表彰は，推薦又は応募があったものの中から，旭川市子ども・子育て審議会青少年施策に関する専門部会の委員により審査選考し，市長が決定する。

(表彰の実施)

第7条 表彰は，毎年1回，表彰状を授与しこれを行う。

(庶務)

第8条 この要綱に関する事務は，旭川市子育て支援部子育て支援課青少年係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成26年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は，平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和6年11月9日から施行する。